

就労支援員養成研修(後期)

【講義と演習⑧】就労支援の実施方法Ⅲ

「いい人いないですか？」

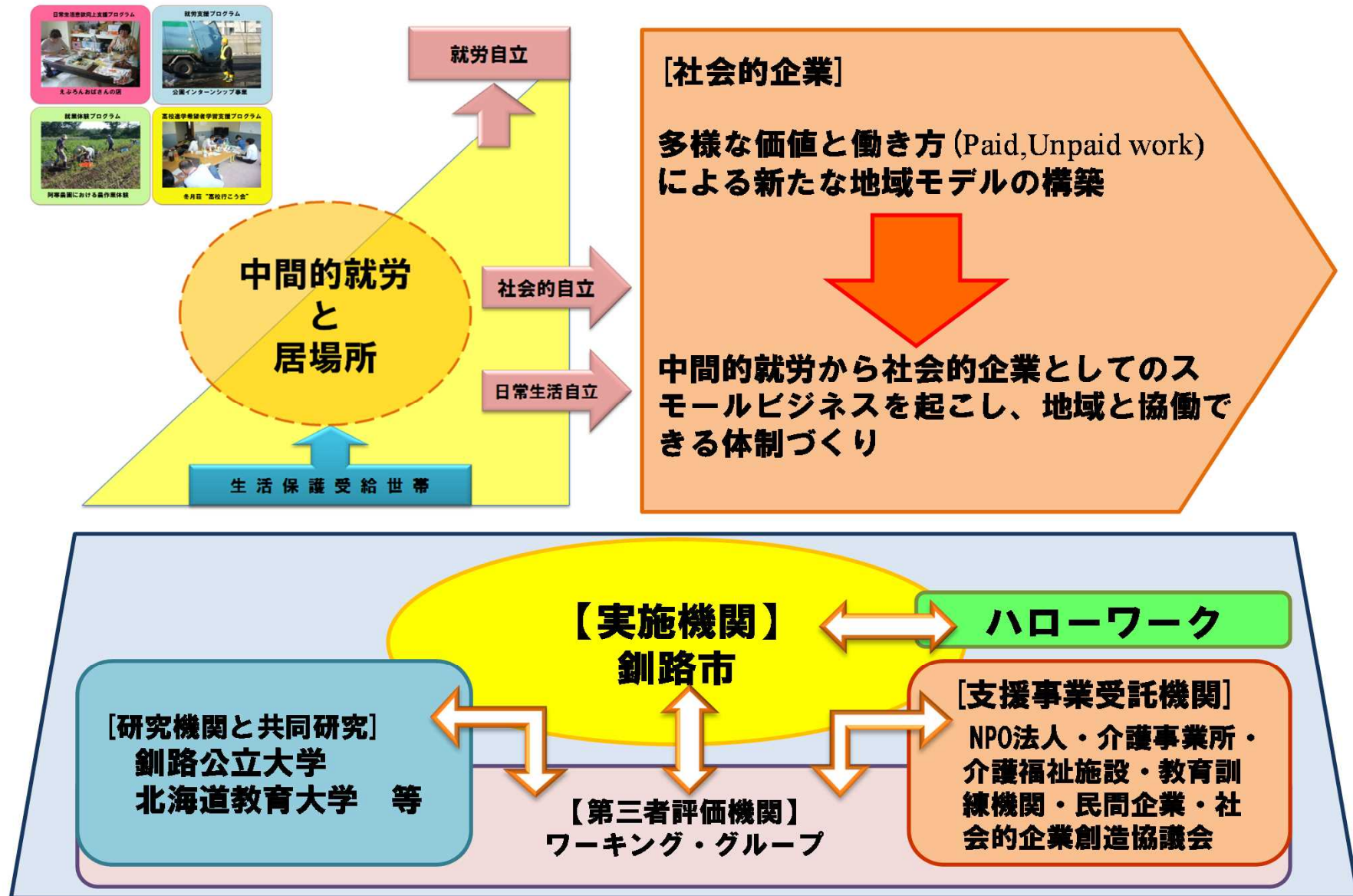
「いないけど・・・ 人はいるよ」

職場・地域 寄せ鍋論

沿革

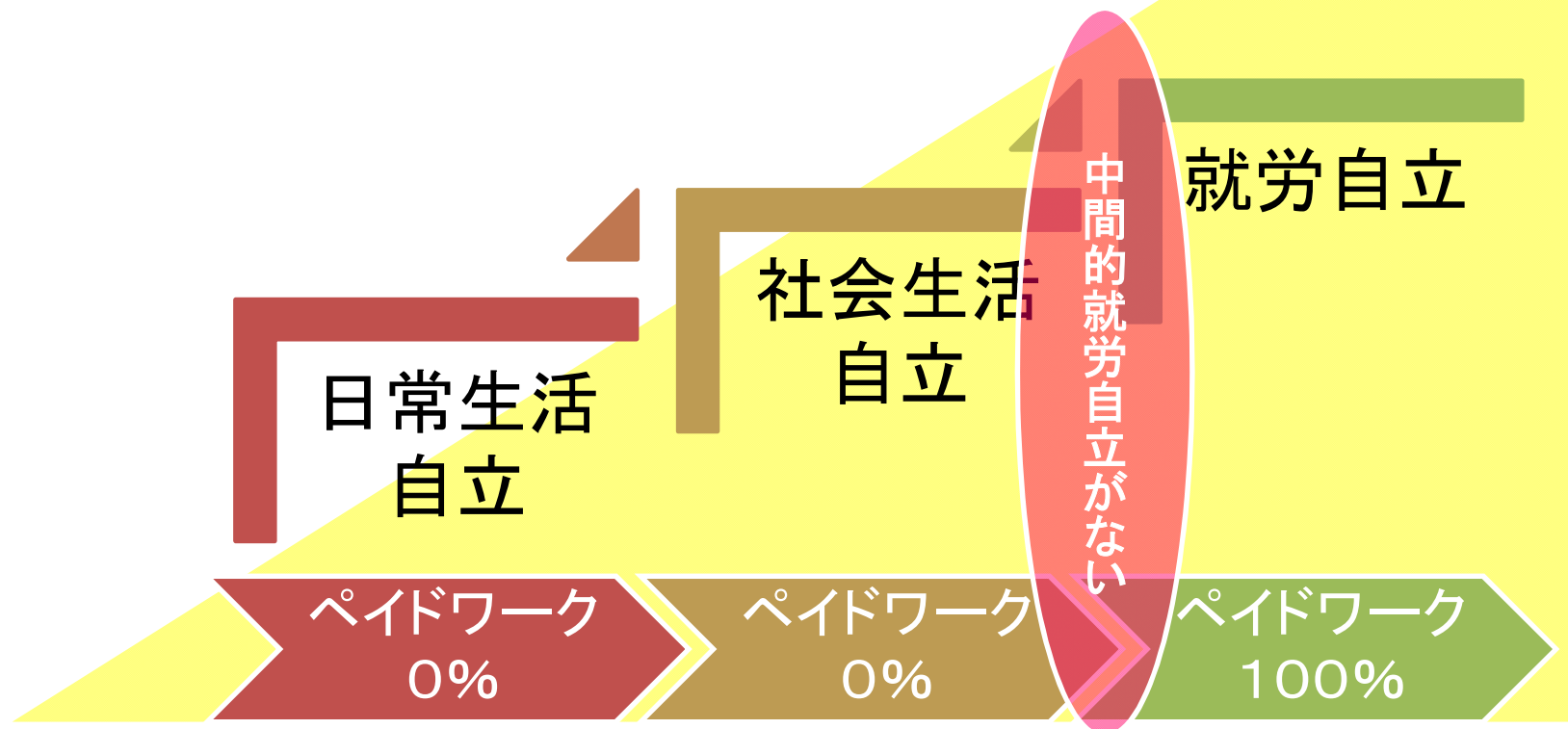
年度	内容
平成16年	釧路市生活福祉事務所が、母子世帯の母親を対象にした自立支援に取り組み、「自立支援プログラム釧路モデル」がスタート。
平成24年	一般社団法人釧路社会的企業創造協議会を設立し、釧路市より緊急雇用創出推進事業を受託。「社会的居場所づくりと連動した雇用の創出研究事業」を実施する。
平成25年	緊急雇用推進事業で創出された事業を実施するため、釧路市より「就労移行型インターンシップ事業（整網作業）」を受託。合わせて、釧路市と北海道より「自立相談支援事業」のモデル事業も受託した。また、厚生労働省・社会福祉推進事業「生活困窮者等への中間的就労（非雇用型）の場のモデル創出事業」も実施。
平成26年	引き続き、釧路市より「就労移行型インターンシップ事業」、釧路市・北海道より「自立相談支援事業（モデル事業）」を受託。さらに「就労準備支援事業（モデル事業）」も受託した。
平成27年	生活困窮者自立支援制度として、釧路市より「就労移行型インターンシップ事業（被受給者就労準備支援事業）」・「就労準備支援事業」、釧路市・北海道より「自立相談支援事業」を受託。

“居場所づくりから地域づくり”への試み



釧路モデルの分析

ただちに就労困難、あるいはケースワークだけでは就労困難な
生活保護受給者を対象にご本人の「ステージ」に応じた
多様な自立支援プログラムを用意



困ったときは…

釧路市生活相談支援センター

▶▶▶『くらしごと』へ

TEL.0154-65-1250

地域の中にはいろいろな
解決方法があります。

住むところがない
仕事がない
借金返済が
大変…
子どものことが
心配で…



釧路市生活相談支援センター

くらしごと
暮らし×仕事

安心した
暮らしへ

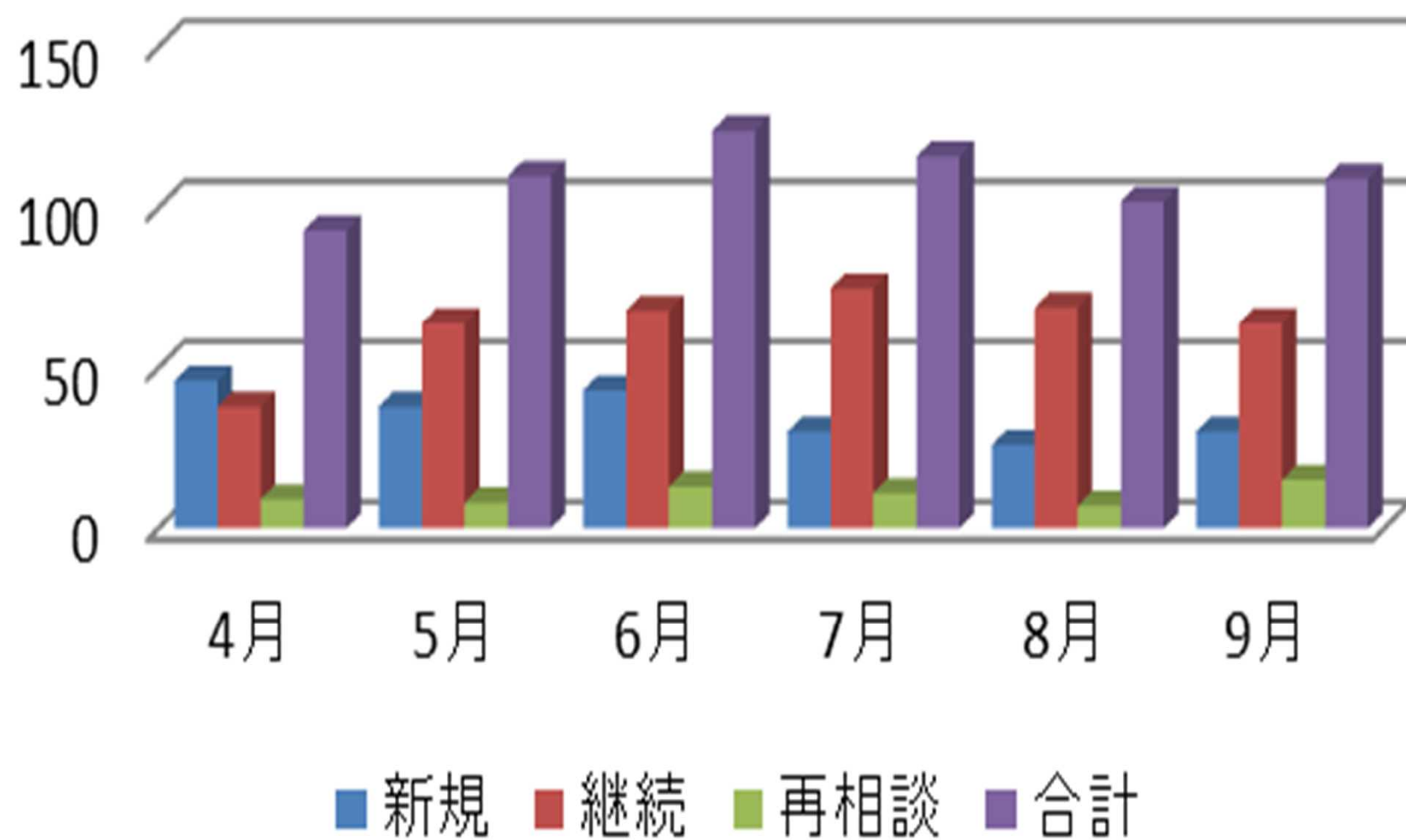
相談・支援はすべて無料です。個人情報など秘密は厳守します。

まずはご相談ください。
ご本人と一緒に解決方法を考えます。

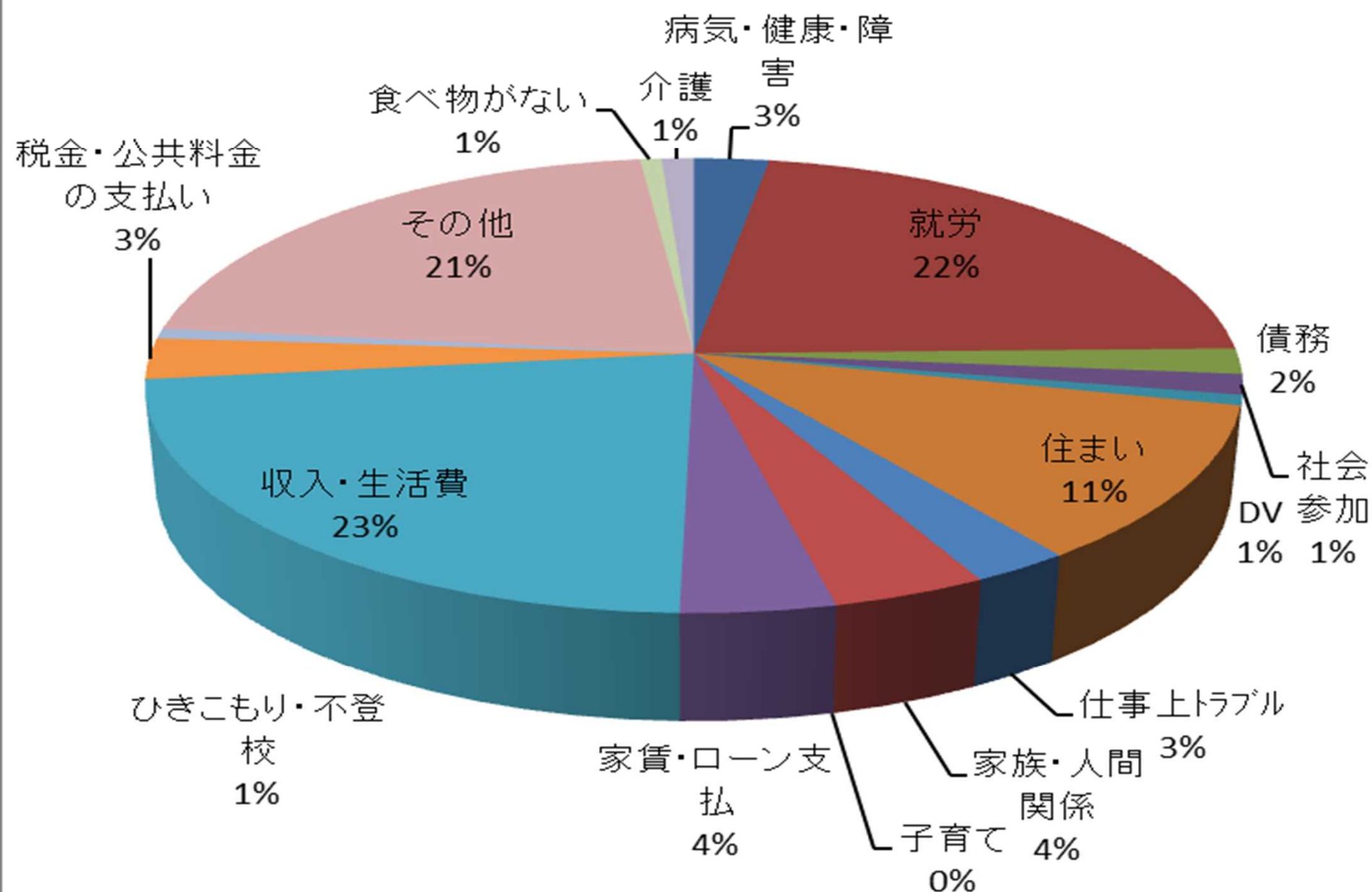
こんなこと相談してもいいのかなあ～と思っても…気軽に電話してください。

★ 詳しくは、裏面をご覧ください。★

相談者数

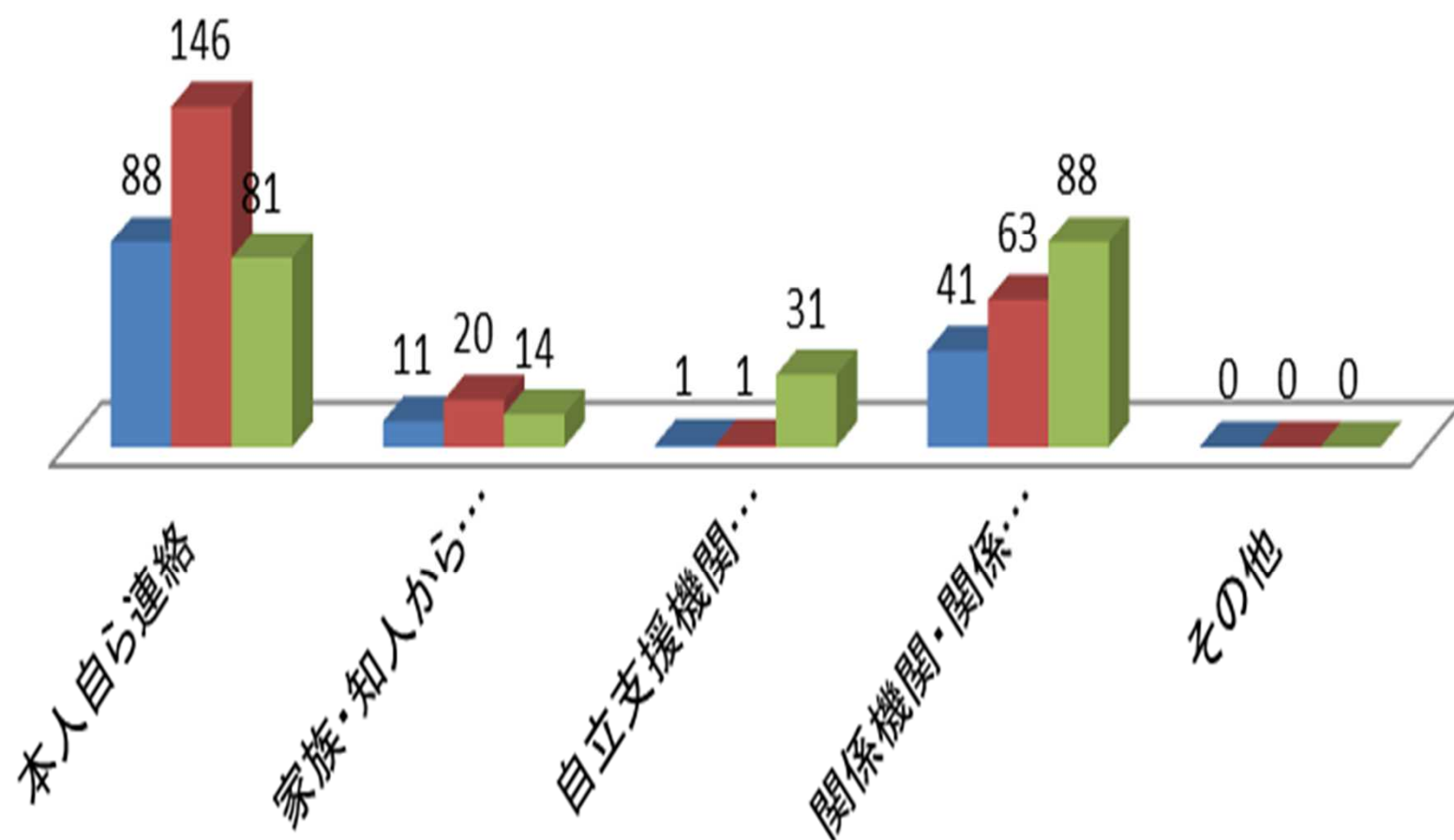


相談者主訴(グラフのみ)

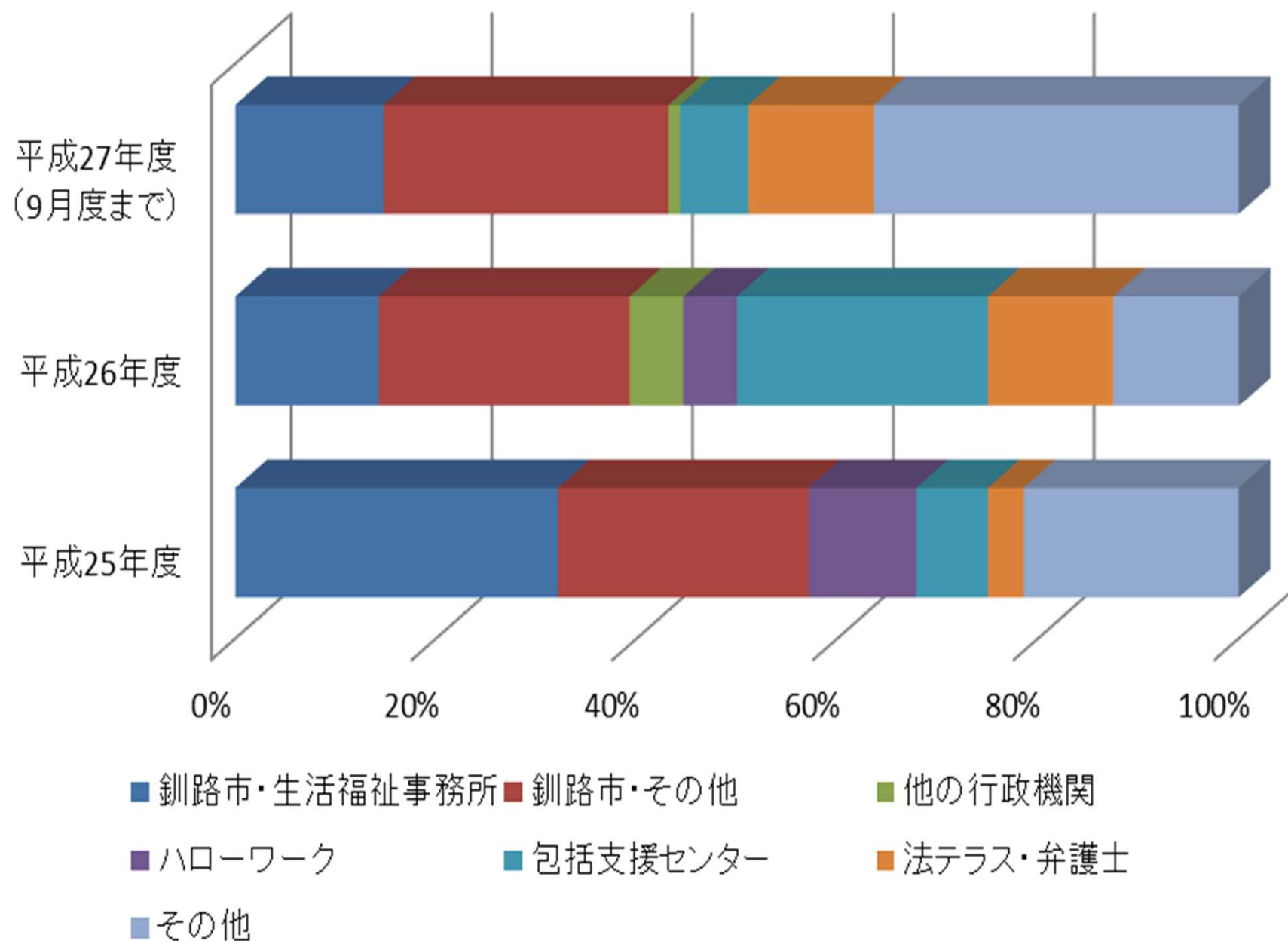


相談経路

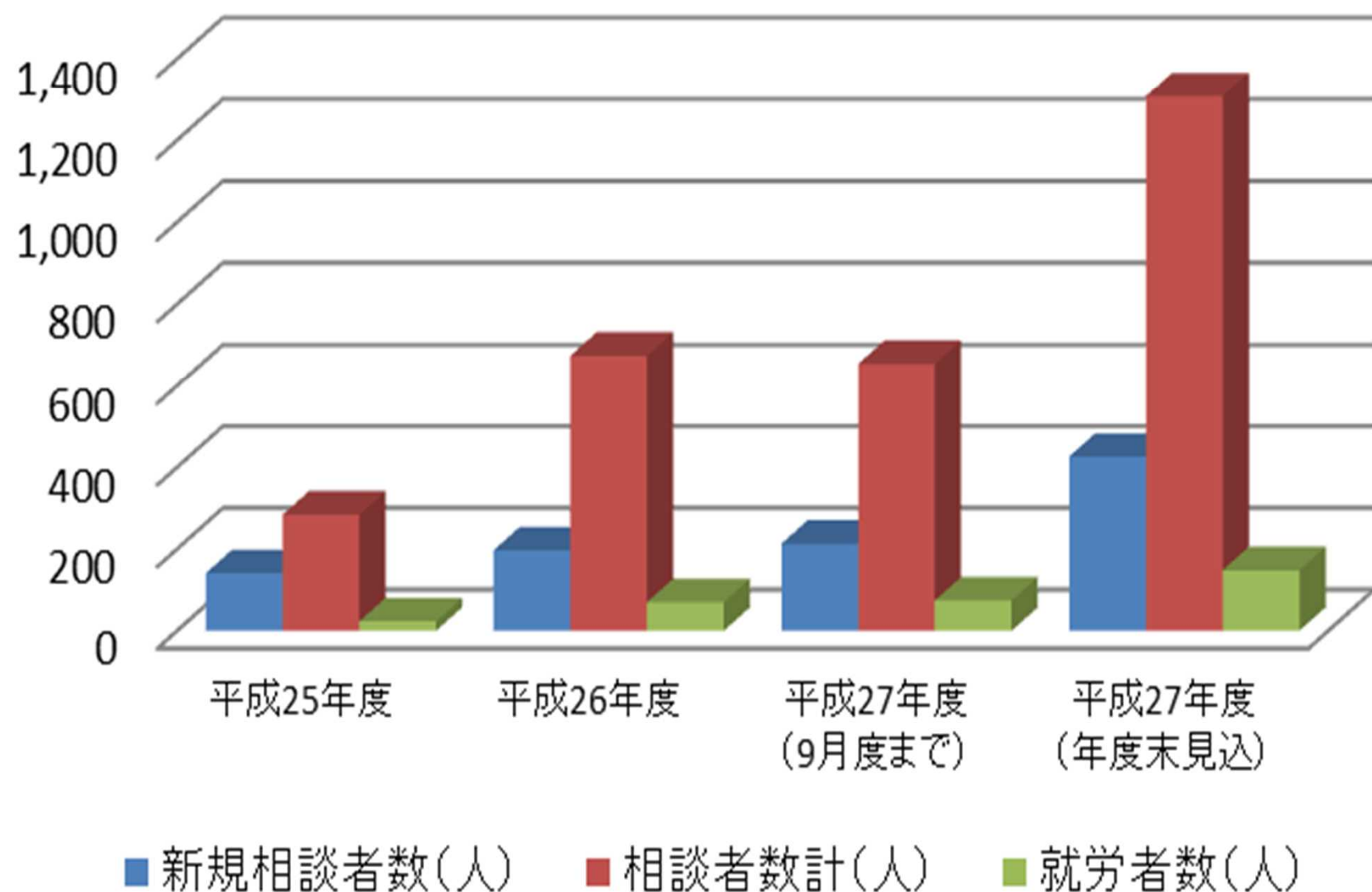
■ 平成25年度 ■ 平成26年度 ■ 平成27年度
(9月度まで)



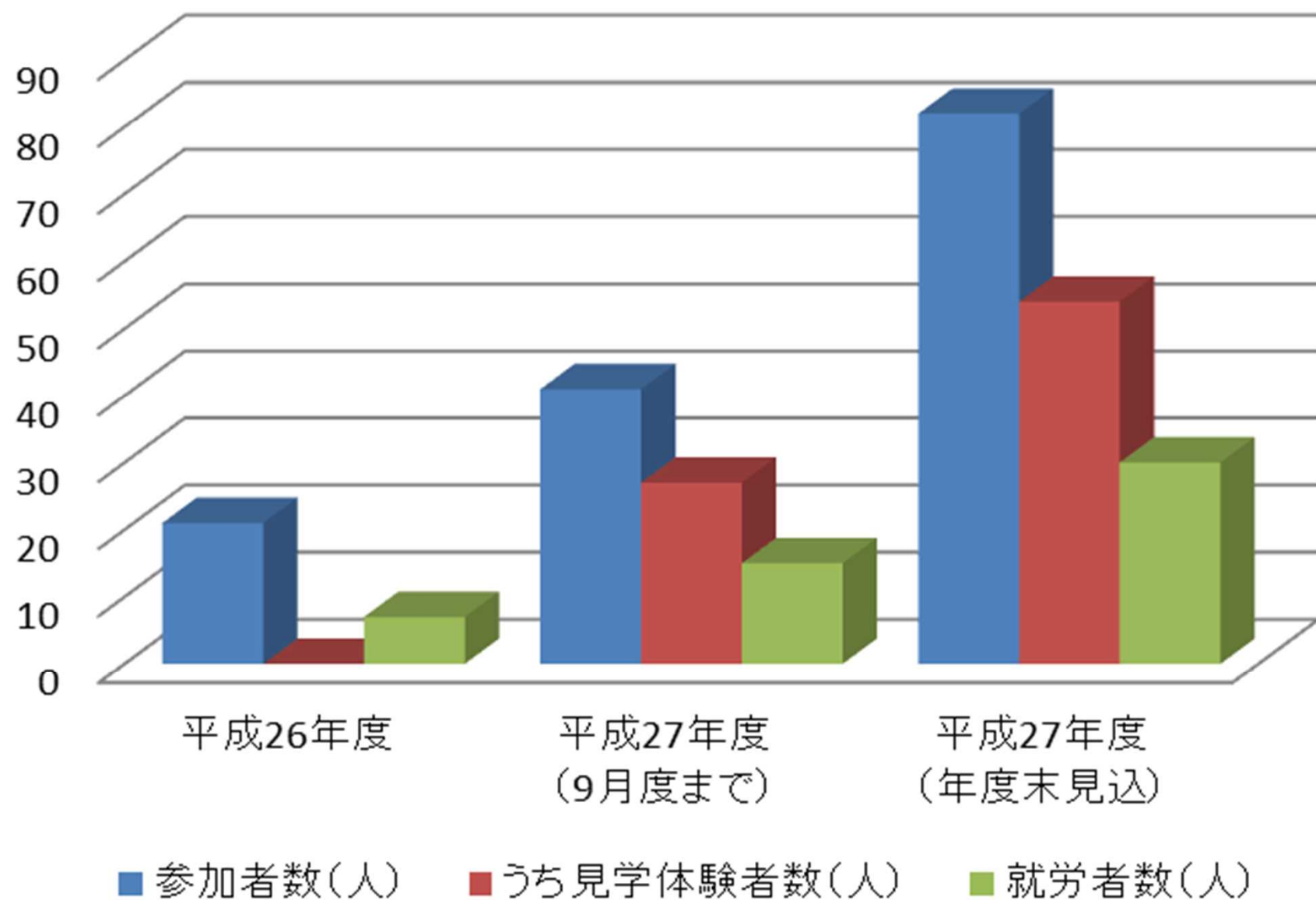
関係機関・関係者からの紹介(内訳)



相談支援事業



就労準備支援事業



相談の質が就労準備等就労支援を拓く

◆H25～26モデル期間中の出来事・・・困窮者関連で相談支援事業と就労準備事業受託・生活保護関連でH24～就労移行型インターンシップ事業(セーフティーネット補助金による自立支援プログラム)受託。

◆時に「相談」と「就労」が対立した・・・相談者の生活背景理解切り離すと「ゆがむ」& 縦仕事に陥いる。就労部門も相談の一員であることをどう実体化・担保するか。また「相談員」の就労感覚をどう担保するか(必要な現場同行・高齢相談員に多い守旧的労働感覚の克服)。通ってくるプログラム型のみの弊害

◆出口資源の少なさも一因

◆民間営業は価値観違っても目標達成者が「エラく立ち位置は関係ない世界」。一方この分野は「達成基準がない」ため個々の価値観が入り込みやすい・・・組織立たないか揉めないため縦割り化しやすい

◆一緒に面接し「探る」ための選択肢を提示する相談

◆H27から「つながり隊・隊長」領域を作った。「御用聞き」から「ファシリテート」へ

◆身分的・機構的にもなるべく兼務・かませる

◆委託者である役場文化・報告文化への職場理解

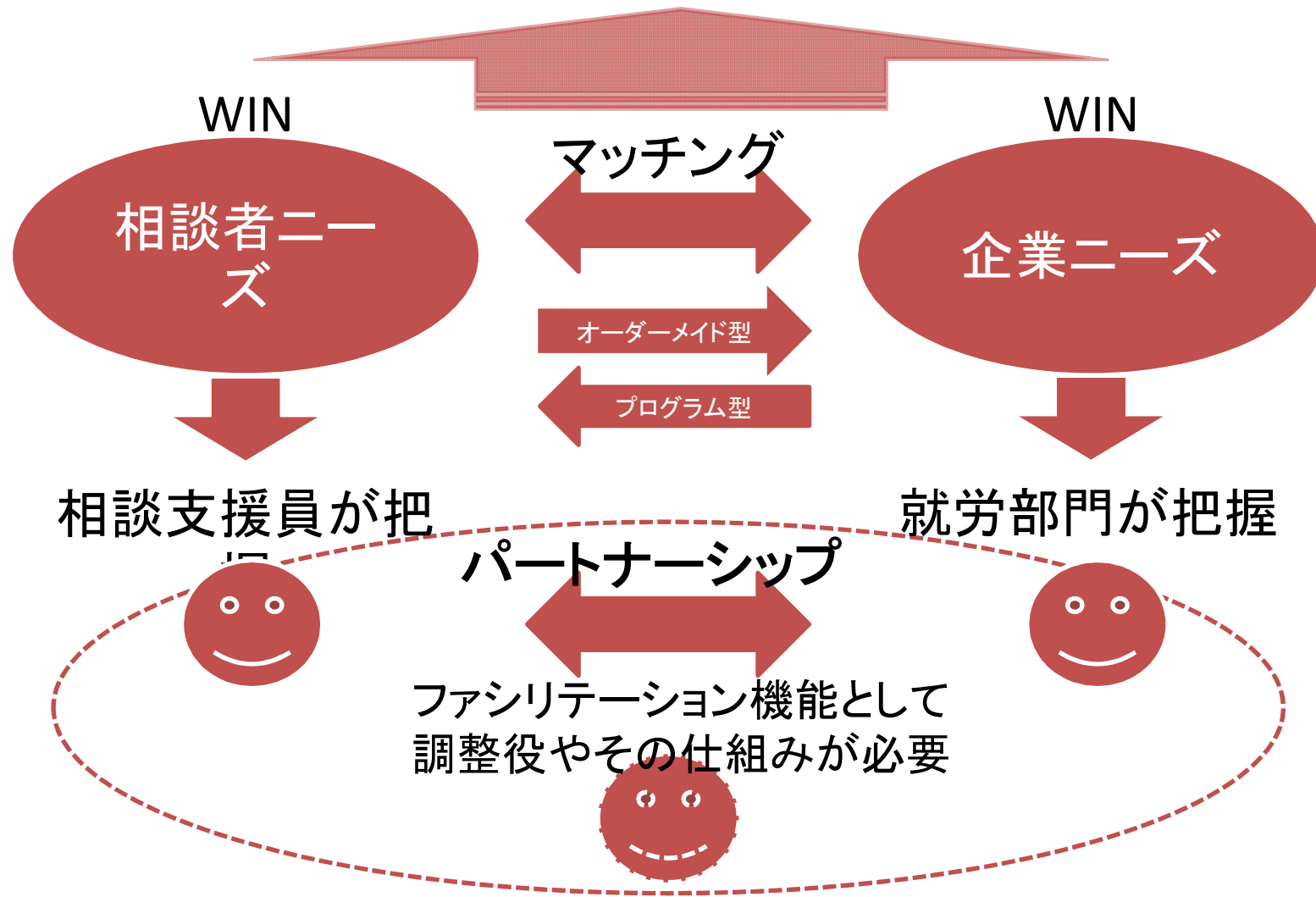
◆最近相談者が亡くなることが続く。相談員一人一人の心の中に「もっとできたのではないか」という棘のようなものが刺さっている

◆嘱託・非正規・役場の退職者の「寄場」相談センターになっていないか？

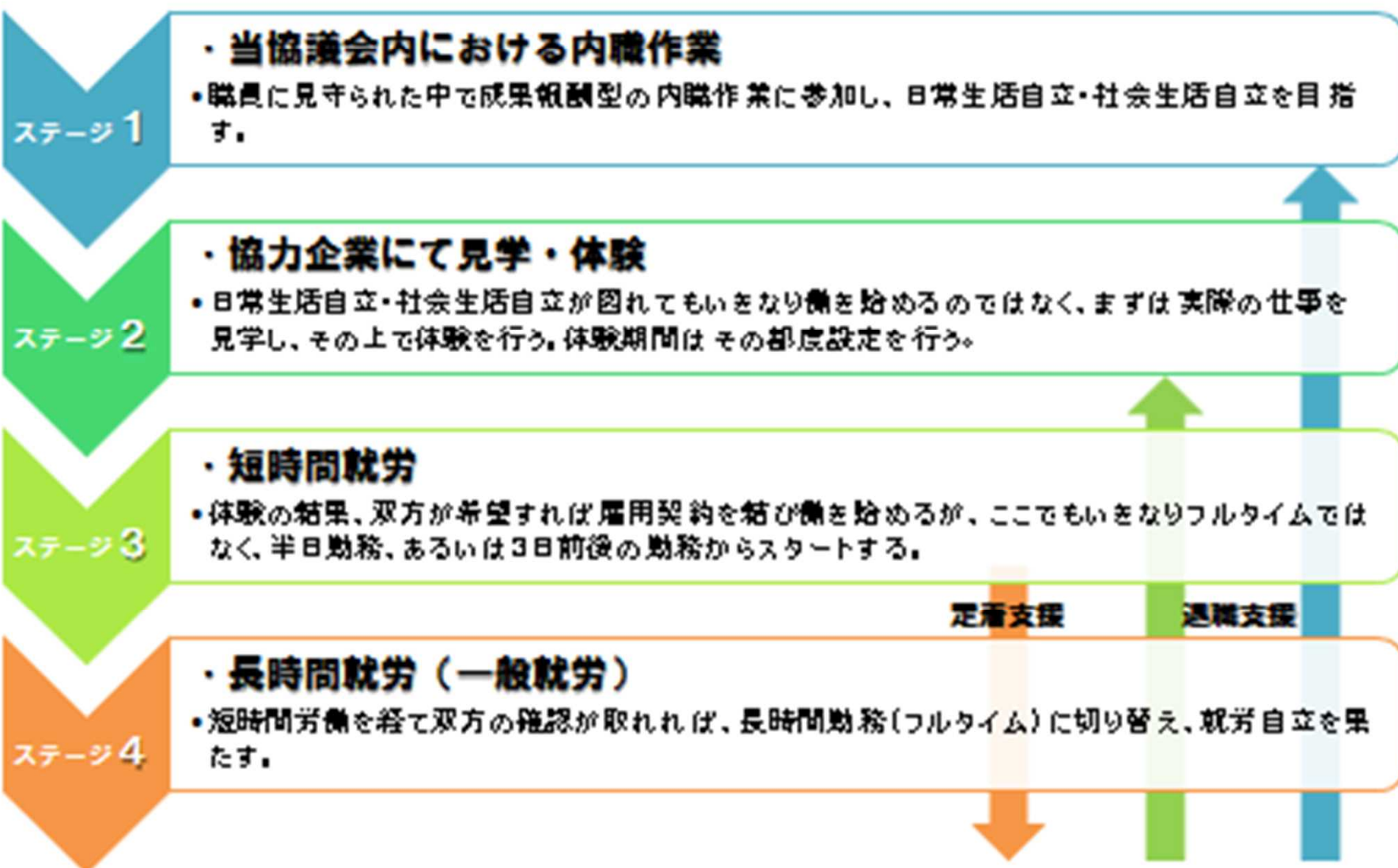
2011年公表の貧困線・・・単身税抜125万円以下・2人177万円以下

求められる就労支援とは

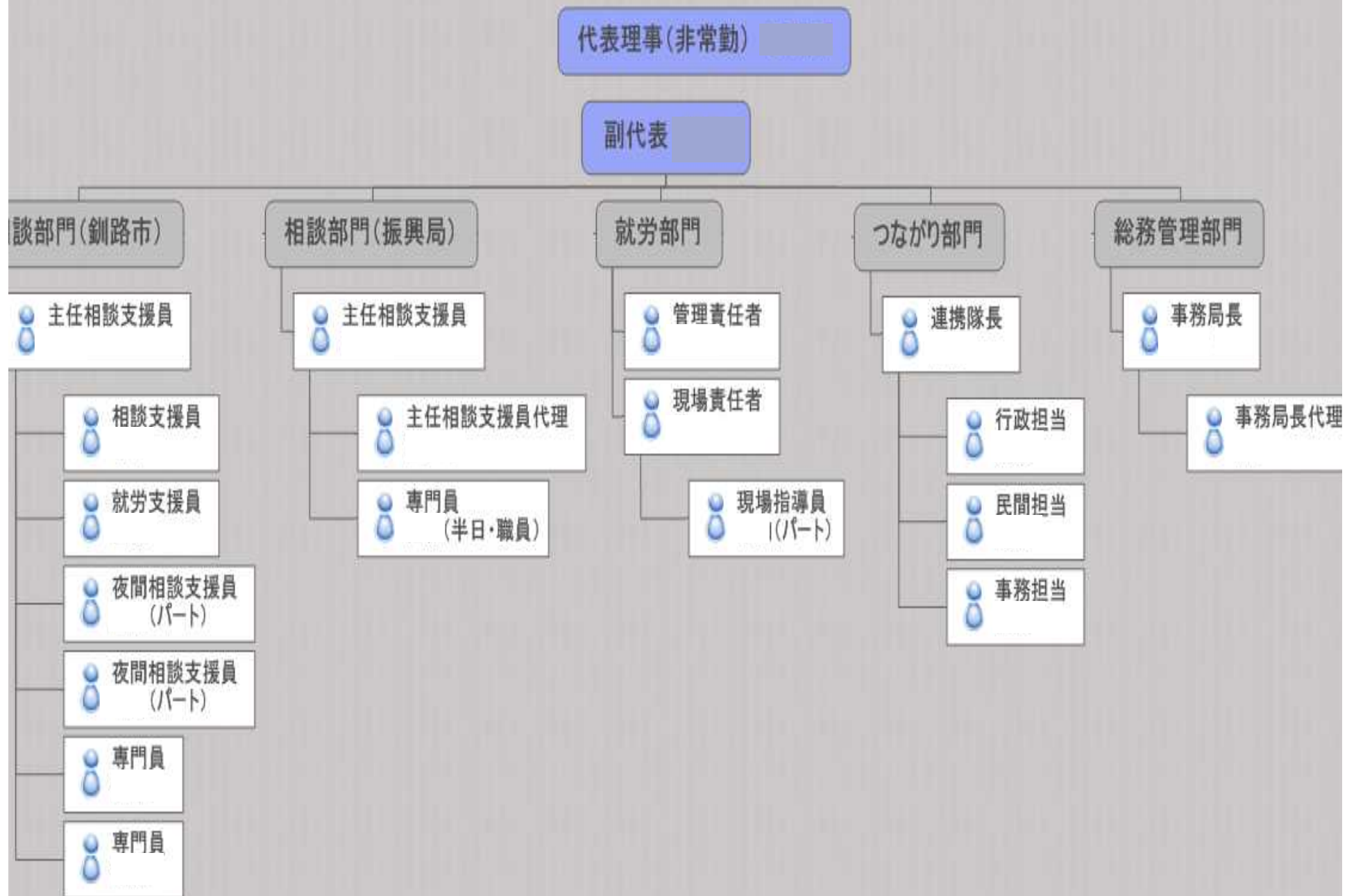
地域の担い手が生まれ、地域づくりにつながる



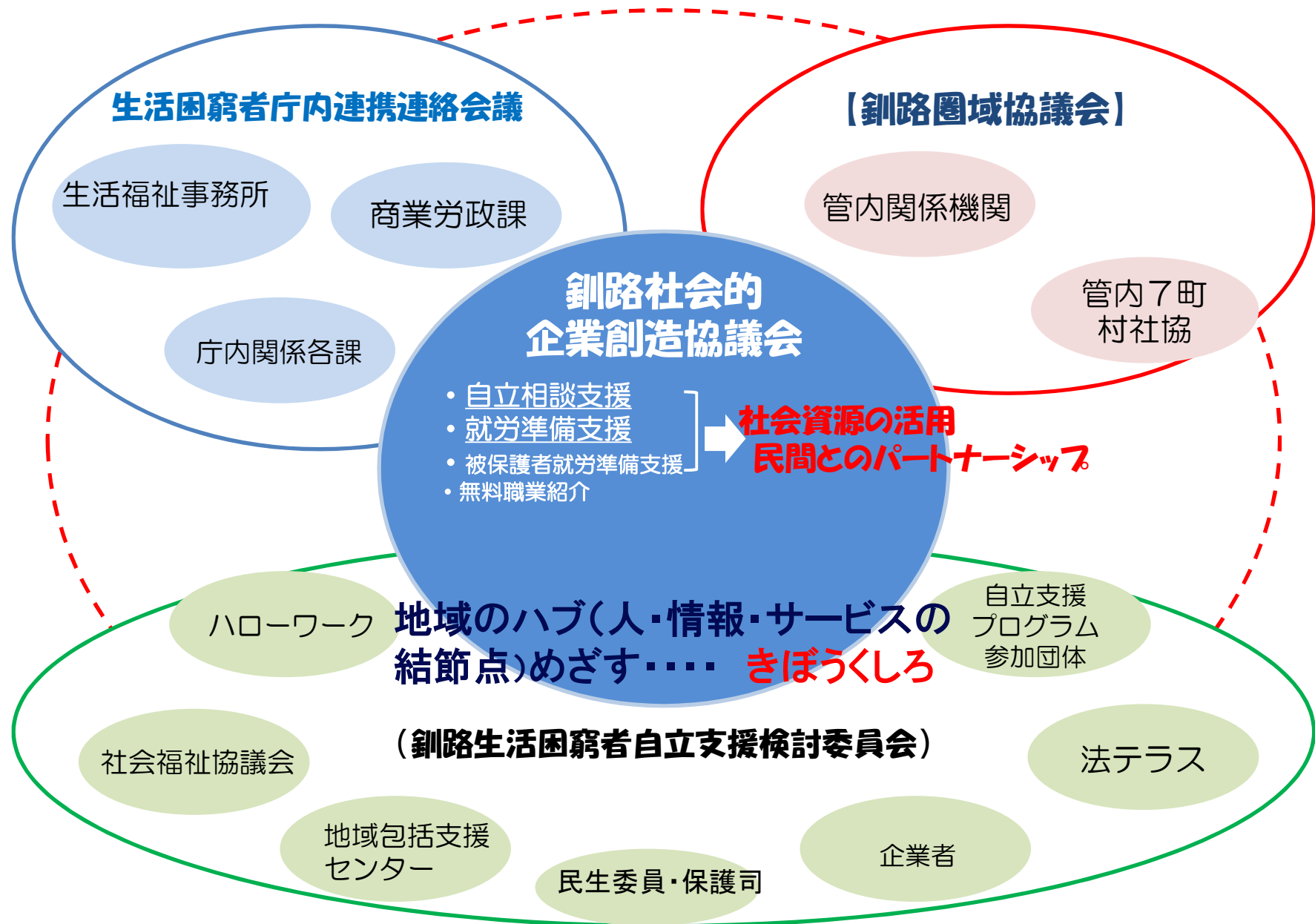
就労準備支援における段階的な就労支援



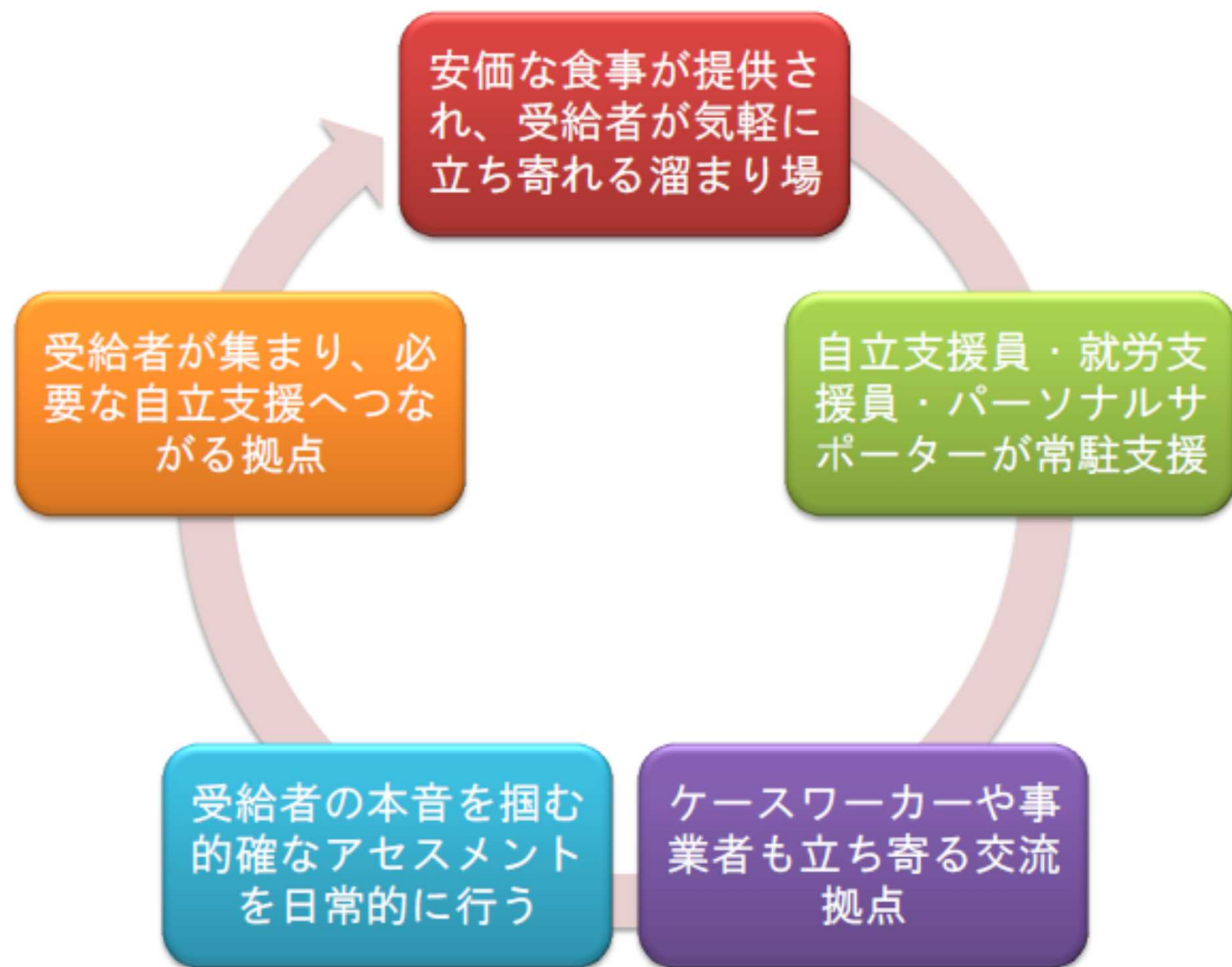
平成27年度釧路社会の企業創造協議会・組織図



パートナーシップ







演習テーマ

①相談支援・就労支援のゴールは？

②働きやすい職場のために気を使っていること。
心がけていること。

※横の3人で・話し合ってください

就労支援員養成研修(後期)

オプション企画 テーマ別交流会 本日19時～

「出口を考える・・釧路の就労支援(準備・体験)」帳票類
は資料集参照ください。

(一社)釧路社会的企業創造協議会

櫛部 武俊

平成 27 年 11 月 19 日
一般社団法人釧路社会的企業創造協議会

平成 27 年度インターンシップ事業・就労準備支援事業
協力企業一覧

No.	協力企業名	内容	備考
1	(有)〇〇整網	漁網の仕立て作業他	厚岸町
2	NPO 法人地域健康づくり支援会ワ ンツースリー	ふまねっと製造・ふまねっと運動	
3	株式会社ム M	ごみ袋の封入作業	
4	株式会社 F	菓子箱組立	
5	株式会社 Y 物産	昆布の封入作業	釧路町
6	株式会社 F・H	キクイモ茶作り	
7	K 水引株式会社	水引き作成	
8	株式会社 H 湯	農作業	
9	株式会社 T パック	シール貼り・箱組立等の内職作業	
10	株式会社 P	シール貼り・箱組立等の内職作業	
11	釧路 W 協同組合	入店客調査・臨時清掃員	
12	釧路若者サポステ	講座・ボランティア活動	
13	ケアワーカーズコープ	介護ボランティア・初任者研修	
14	F システム株式会社	S E・インターンシップ	
15	株式会社北海道 S	製造スタッフ・インターンシップ	
16	S 工芸	作業補助・インターンシップ	
17	便利屋 E	便利屋・インターンシップ	
18	有限会社釧路 F	水産加工現場の見学・体験	
19	株式会社 A 商店	水産加工現場の見学・体験	
20	株式会社 H 電気工業	電気工事・インターンシップ	
21	K 高校同窓会	ポスター貼り	
22	H 大学釧路支部	宛名シール貼り・会報封筒詰め	
23	T 石炭販売輸送株式会社	清掃員の見学・体験	
24	株式会社 C プロ	清掃員の見学・体験	
25	釧路 T 冷凍株式会社	水産加工現場の見学・体験	
26	株式会社 KU	介護職の見学・体験	釧路町
27	有限会社 M 電設工業社	電気工事・インターンシップ	

28	ジョブカフェ	初心者向けパソコン講座	
29	S 保険相互会社（代理店）	生保・損保営業（研修あり）	
30	有限会社 K 工務店	建築資材の片付け・準備	釧路町
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			

**就労準備支援事業
ヒアリングシート兼報告書**

ヒアリング日時	2014 年 11 月 19 日	担当	
対象者			
ヒアリング先	株式会社 K	担当者	代表取締役 氏
住所	釧路市	電話番号	0154-
訪問目的	昨年度、当協議会の取組みにご協力いただいた〇〇様からご紹介を頂いた。 全国的に清掃・ビルメンテナンスの業界における困窮者支援の事例が多いという情報があり、就労実習の受入等、ご協力いただける点がないかを探るために訪問した。		
事業内容	・ 建築物の日常・定期清掃、ハウスクリーニング ・ 新築引渡清掃、環境整備（草刈、除草、除雪など） ・ ストープ、洗濯機の分解整備清掃業務、貯水槽清掃など		
受入可能人数（現状と最大値）	・ 最初は支援員と共に 2, 3 人で現場の見学、実習をする。 その後ボランティアに移行。 ・ ボランティア後アルバイト、パートなどに採用は可能であるとのこと。		
作業内容と留意事項	・ アパート、マンション、個人宅などの清掃を何人かのチームで行う。 ・ 強力な洗剤などを使うので気をつけること（洗剤などで他のものが変色、腐食する事があるので） ・ チームの仕事なのでコミュニケーションは大切である。		
就労準備支援・契約の可否	可能（内容を詰めて後日提案）		
備考	・ 就労前の見学・体験可能 ・ ボランティアの時、送迎可能。 ・ 午前だけ、午後だけ、夜だけの働きも可能である。 ・ 体力があれば年齢、性別は問わないとの事である。 ・ 60 歳から 64 歳の方はハローワークを通す事になる。		
参考画像	  Before → After		

就労実習の場創出のためのヒアリング報告書

ヒアリング日時	2015 年 6 月 4 日	担当	
対象者			
ヒアリング先	(株) F	担当者	代表
住所	釧路市	電話番号	090ー
ヒアリング目的	洋菓子を製造販売している(株)F で新しく製造販売する菓子を入れる箱の製作、(型に切ってある紙を折って箱を作る) について話を伺う。		
販路について	新製品の菓子の販路はこれから開拓するということである。		
生活困窮者の就労支援の可能性	始めは2, 3000枚を折ることになるが、菓子の売り上げによってはもっと数を作ることになり、また箱に菓子を詰める作業も出てくる可能性があるとのこと、なお菓子詰め作業は工場で行うことになる。 また F に限らず他の菓子店舗、工場でも箱折りの仕事があると思われるので新たな開拓の可能性を感じる。		
箱製作までの過程	6 月末までに最初の材料が来る予定 それまで一時間あたり何箱製造できるかを F の方で検討し箱一個の単価を算出する。		
参考画像			

就労実習の場創出のためのヒアリング報告書

ヒアリング日時	2015 年 6 月 11 日	担当	
対象者			
ヒアリング先	釧路 K 高校同窓会	担当者	幹事
住所	なし	電話番号	090ー
ヒアリング結果	先方から 8 月 8 日（土）に開催される釧路 K 高校同窓会に関するポスターの配布と封入作業をお願いしたいとの打診があり、以下の通り実施する運びとなった。		
募集内容	・ 一人 5 0 枚分のポスターを配布して頂く。 ・ 配布先は予め決まっていないので、商店や施設やビルなど、飛び込みで回っていただく。（配布した先を記入していただく。） ・ 募集人員は 4 名。 ・ 作業報酬は一人 5, 0 0 0 円で、作業完了後に現金でお支払い。 ・ 配布エリアは、南大通・北大通・共栄大通・鳥取大通近郊を予定。 ・ 配布する最初の 5 枚前後は、相談支援員が同行予定。		
募集期間	・ 6 月 1 5 日（月）～ 1 9 日（金）		
作業期間	・ 6 月 2 2 日（月）～ 2 6 日（金）のいずれか		
	・ 当日は動きやすい服装、靴でお越しいただく。 ・ ネームをご用意するので、首から下げていただく。 ・ 商店や施設等から設置をお願いされた際は、必ず設置箇所を確認の上、設置。（こちらでお渡しする設置用の両面テープ・ハサミを持参のこと） ・ イベント終了後は、配布先で処分して頂く。（回収の約束はしない。）		
参考画像			

**就労準備支援事業
ヒアリングシート兼報告書**

ヒアリング日時	2015 年 1 月 22 日	担当	
対象者			
ヒアリング先	F 有限会社	担当者	代表取締役様
住所	釧路市	電話番号	0154-
訪問目的	就労準備支援の受入企業としての可能性を探るため。		
事業内容	・ 建築塗装業		
現状	・ 業界的に季節変動が大きく、夏は人手不足の反面冬は仕事がない。 ・ 公共工事の開始時期が重なるのも季節変動が大きくなる要因である。 ・ 現在従業員は 4 名。内最年長 58 歳、最年少 28 歳。 ・ 技術者として 1 人前になるまでに 10 年近く年かかる。 ・ 世代交代を意識し、若年者の雇用を考えている。 ・ 経験者は採用せず、未経験者を 1 から育成することに価値を感じている。		
受入の可能性	・ 技術が必要な仕事であり、短期的な就労体験等は合致しにくい。 ・ 技術習得を目指す若者がいた時には相談できる可能性はある。		
社長の経験から	・ 社長は身体障害者（心臓疾患）であり、20 代後半の 4 年間無職であったとのこと。当時は「自分はどうせ障害者だから」という諦めの気持ちが強かった。 ・ 「小遣い稼ぎ」の感覚で入社した F 有限会社で創始者である先代の社長と出会ったことで自分が作り出していた殻が壊れていった。 ・ 父親が 60 代後半で仕事を探しているが、65 歳以上は面接にも辿り着けない。		
企業紹介	・ 社長の弟が㈱S ビルサービスの課長であり、困窮者支援に合致しそうな業務内容もあるのではないかということで、ご紹介を頂いた。 ・ 社長の父親も S ビルサービスで行なっている会場設営の仕事でアルバイトをしている。経験のある高齢者の方が使いやすく重宝されているとのこと。		
参考画像			

就労実習に関する覚書

一般社団法人釧路社会的企業創造協議会（以下甲）とＳ工芸（以下乙）は、生活困窮者に対する就労支援における就労実習の実施について、下記のとおり覚書を締結する。

（生活困窮者支援における就労支援について）

就労は、生活困窮者本人にとって、経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であり、ひいては地域社会の基盤強化に寄与するものである。しかしながら、生活困窮者が抱える課題は様々であり、単に就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけでなく、生活リズムが崩れている、他者と適切なコミュニケーションを図ることができないなどの理由により直ちに就労することが困難な者については、既存の雇用施策の枠組みで就労支援を行うことは容易ではなかった。

そこで、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）においては、段階的且つ継続的な就労支援の枠組みとして就労準備支援事業を設ける等、生活困窮者に対する多様な就労支援の必要性が認められている。

第 1 条 就労実習の目的

就労の前段階として必要な社会的能力を身に付けるために行うものとする。または、継続的な就労経験の場等を提供し、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援を行うものとする。

第 2 条 参加者の受入

就労実習は、実習等の形態により軽易な作業に従事するものであり、雇用契約を伴わないものである。乙は以下を踏まえ、就労実習参加者として受け入れ、その期間、参加者に対して必要な指導・助言を行う。甲は、参加者に対し、本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるために指導等を行う。

- 1）所定の作業日、作業時間に、作業に従事するか否かは、参加者の自由であること。また、所定の作業量について、所定の量を行うか否かについても、参加者の自由であること。
- 2）作業時間の延長や、作業日以外の日における作業指示が行われないこと。
- 3）所定の作業時間内における受注量の増加等に応じた、能率を上げるための作業の強制が行われないこと。
- 4）欠席・遅刻・早退に対する手当の減額制裁がないこと（実作業時間に応じた手当を支給する場合においては、作業しなかった時間分以上の減額をすることがないこと）。
- 5）作業量の割当、作業時間の指定、作業の遂行に関する指揮命令違反に対する手当等の減額等の制裁がないこと。

第 3 条 就労実習に関する連携

甲と乙は、実習の実施に対し必要な連携・協力を行うものとする。

第4条 就労実習参加者に対する謝金等

工賃、謝金等を支払う際は、就労実習において行った生産活動によって得られた収益から支出する。

第5条 実習中の遵守事項等

- 1) 実習にあたって参加者は、法令に従い、かつ、乙の規則に従うものとする。
- 2) 参加者が実習期間中に乙の信用を失墜するような行為、その他不都合な行為を行った場合、乙は該当参加者に係る実習を打ち切ることができるものとする。

第6条 危険作業

乙は参加者に対し、車両運転、高所作業、本人または第三者に対し危険が及ぶ可能性の高い作業、労働基準法(昭和34年法律第49号)第62条に規定する危険有害業務等へ従事させないものとする。但し、乙の主たる業務がこれらの危険作業或いはそれに付帯する作業であり、且つ参加者の職業能力の向上に必要であると考えられる場合に限り、甲と乙が個別に協議し、参加者本人の同意を得た上でこれを認める。

第7条 災害補償及び損害賠償

- 1) 実習参加者の実習中及び通所に際しての事故について、参加者の故意または重過失による場合を除き、甲が実習参加者に加入させる保険を持って補償に充てるものとする。
- 2) 実習参加者が実習中に乙または第三者へ損害を与えた場合、参加者の故意または重過失による場合を除き、甲が実習参加者に加入させる保険を持って補償に充てるものとする。
- 3) 前項1)及び2)について、事故が発生した場合は、乙は甲に対して速やかに事故の詳細を報告するものとする。
- 4) 保険による補償範囲及び適用規定に関しては、別紙『重要事項説明書』を参照する。

第8条 その他

- 1) 本覚書に定めがない事項等については、甲と乙が協議した上で決定するものとする。
- 2) 実習内容、基本日時、委託費等については、別途個別仕様書にて確認するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 釧路市北大通12丁目1番14号ビケンワークビル
一般社団法人釧路社会的企業創造協議会
代表理事 印

(乙) 釧路市
工芸
印

就労実習に関する仕様書

一般社団法人釧路社会的企業創造協議会（以下甲）と有限会社 M 電設工業社（以下乙）は、平成 27 年 11 月 4 日に締結した「就労実習に関する覚書」に基づき、下記の要領にて就労実習を行うものとする。

1 実習内容

住宅・牛舎における電気工事補助

2 実習期間

平成 27 年 11 月 9 日（月）～ 12 日（木）

3 物品の用意について

- 1) 作業着や運動靴等、参加者が着用する衣類については、参加者本人が用意するものとする。
- 2) その他に就労実習に必要な物品等については、乙が用意をするものとする。甲が実習に必要と認めた購入物については、その実費を甲が負担し、甲は乙の指定する口座へ支払うものとする。購入した物は、甲の所有物とする。

4 報償費について

甲は乙に対し、研修受け入れの報償費として、日額〇〇〇〇円を乙が指定する口座へ支払うものとする。

5 参加者の連絡先について

参加者の名前・住所・電話番号等の連絡先は、甲が本人から了承を得たのち、実習開始前に乙へ伝えるものとする。乙は、必要に応じて、実習の集合場所・時間等を参加者へ連絡する。

6 振り返りについて

甲と乙は、実習終了後に実習内容の確認等のため、振り返りの機会を設けるものとする。

生活困窮者就労準備支援事業 就労準備支援プログラム【計画書】

作成日	
事業所	釧路社会的企業創造協議会
担当者	T

氏名（ふりがな）	S
性別	☒ 男性 ☐ 女性 ☐ ()
生年月日	☒ 昭和 ☐ (48 歳)
職歴	
就労に対する本人の意向	

本人が希望する就労内容 ※本人記載欄

最終的な目標設定及び支援方針 ※本人と担当者で調整の上

支援開始時の本人の状況と課題	
② 生活自立：	
② 社会自立：	
③ 労自立：	

	長期目標	短期目標	期間	支援内容	備考
立 ① 生活 自立					
立 ② 社会 自立					
立 ④ 就労 自立					

本人同意欄	
-------	--

※計画内容については、月次の評価により、適宜見直しを行う。

【留意事項】

- ① 所定の作業日、作業時間に、作業に従事するか否かは、対象者の自由であること。また、所定の作業量について、所定の量を行うか否かについても、対象者の自由であること。
- ② 作業時間の延長や、作業日以外の日における作業指示が行われないこと。
- ③ 所定の作業時間内における受注量の増加等に応じた、能率を上げるための作業の強制が行われないこと。
- ④ 欠席・遅刻・早退に対する手当の減額制裁がないこと（実作業時間に応じた手当を支給する場合においては、作業しなかった時間分以上の減額をすることがないこと）。
- ⑤ 作業量の割当、作業時間の指定、作業の遂行に関する指揮命令違反に対する手当等の減額等の制裁がないこと。

生活困窮者就労準備支援事業 就労準備支援プログラム【評価書】

作成日	
事業所	
担当者	

氏名（ふりがな）	
性別	☐ 男性 ☐ 女性 ☐ （ ）
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日（ 歳）

[illegible]